

6月1日
施行

銀行法等の一部を改正する法律

および関係政府令の改正の解説(下)

銀行代理業規制該当性を明確化、

新たなサービス展開を後押し

金融庁 総務企画局
企画課信用法制企画調整官

森陽介

本年6月1日、193回通常国会において成立した「銀行法等の一部を改正する法律」(平成29年法律49号。以下、改正法) および関係政府令(改正法とあわせて以下、改正法令) が施行された。前号では、金融機関とフィンテック企業等との連携・協働(オープン・イノベーション) に関係する部分を中心に解説したが、本号では、銀行代理業者制度に係る改正等の内容について概要を述べることにしたい。

銀行代理業の 該当性に課題

2016年12月27日付けの金融審議会「金融制度ワーキング・グループ報告―オープン・イノベーションに向けた制度整備について―」(以下報告書、注1)において、電子決済等代理業者が、ITの進展等の環境変

化に対応して適切かつ機動的にサービスを展開できるようにするためには、電子決済等代理業者に係る銀行代理業該当性について以下のような課題があると指摘された。

- 電子決済等代理業者においては、「顧客のため」に業を行うと同時に、「銀行のため」にも業を行うことがありうるため、各電子決済等代理業者の業務が

「銀行のため」の行為として銀行代理業規制の対象に該当するかを判断する必要がある。

- 現行では、一般に、法制定時のパブリックコメント(06年5月17日付け)に対する金融庁の考え方を踏まえ、「契約の条件の確定又は締結に関与する対価として」金銭等を受領すれば、銀行代理業規制に該当することと解されているとみられるが、

法制定時に想定されなかったようなITを活用した多様なサービスが登場していることにより、従来の基準によると適用関係が必ずしも明確でない。

このように、フィンテックの進展を受け、さまざまなサービスが登場・拡大することが想定される中、こうした課題や事例が指摘されていることも踏まえ、銀行代理業該当性について以下

銀行法等ガイドラインによる整理

のような明確化を行った。

銀行代理業該当性について明確化するため、今回の銀行法施行令等の改正と同時に「銀行法等に関する留意事項について（銀行法等ガイドライン）」（以下、ガイドライン）を制定し、

銀行代理業の対象とならない営業や経済的対価について以下のように整理している。

(ア)銀行代理業の対象とならない営業

- 銀行法2条14項において、銀行代理業とは、銀行のために
 - ・預金または定期積金等の受入れを内容とする契約の締結の代理または媒介
 - ・資金の貸付けまたは手形の割引を内容とする契約の締結の代理または媒介
 - ・為替取引を内容とする契約の締結の代理または媒介
- のいずれかを行う営業をいう、と規定されている。
- ここで「銀行のために」とは、銀行から委託を受けて行うもの

を意味し、顧客または利用者（以下、顧客等）のためだけに「銀行の業務は含まれない。ある行為が「銀行のために」に該当するか否かは、個別事情に即して判断することとなるが、次に掲げるいずれかの場合に該当すれば銀行代理業に当たらないとされた。

①銀行からの直接または間接的な委託（間接的な委託とは、再委託、再々委託及びその連鎖）に基づき、預金もしくは定期積金の受入、資金の貸付もしくは手形の割引または為替取引を内容とする契約（総称して以下、銀行取引契約）の締結の代理または媒介に關与するものではない場合

②契約の条件の確定または締結に關与する対価として、銀行から直接または間接的に報酬、手数料その他名目のいかにかわらず経済的対価（手数料収入その他の対価）を受領するものではない場合

(イ)経済的対価

前記(ア)②に規定されている「経済的対価（手数料収入その他の対価）」についても明確化

を行い、銀行から受領する経済的対価が、銀行取引契約の締結の代理または媒介にかかわる「契約の条件の確定又は締結に關与する対価」であるか否かは当該対価の名目ではなく、実質に着目して判断することとした。

例えば、顧客等からの委託を受けて、顧客等に対してサービスを提供する者（以下、サービス提供者）が、銀行から経済的対価を受け取っていても、その実質が次に掲げるものと認められる場合は、銀行取引契約の締結の代理または媒介にかかわる「契約の条件の確定又は締結に關与する対価」とは異なることとしている。

- ・銀行に対してサービス提供者のシステムを提供し、顧客等が当該サービス提供者のシステムを利用して銀行口座にアクセスできる状態を作成・維持した対価としての「システム利用料」であると認められる場合
- ・サービス提供者のウェブサイトに銀行のサービスを広告したことの対価としての「広告料」であると認められる場合
- ・サービス提供者が顧客等の承諾を得て、当該サービス提供者によって取得または生成された当該顧客等に関する「情報を銀行に提供する対価（情報提供料等）」であると認められる場合
- ・サービス提供者に対する顧客等からの手数料を、利用者利便の観点から、顧客等に説明した上で銀行がまとめて徴収し、サービス提供者に交付している（いわゆるレベニューシェア）と認められる場合

一方、経済的対価の性質の判断にあたって、当該経済的対価の算出方法が銀行取引の成約高（預金残高もしくは口座数、与信残高もしくは件数、または為替取引額もしくは件数など）に連動するとの事実は、当該経済的対価が銀行代理行為にかかわる契約の条件の確定または締結に關与する対価であることを推認させることに留意しなければならない。

すなわち、広告料という名目の経済的対価であっても、その算出方法が広告を見て契約に至った件数や金額に連動する場合は、契約の媒介にあたり銀行代理業の許可が必要になるので留

〔図表〕 ガイドラインのパブリックコメントにおける銀行代理業の該当性に関するケース(注2)

代理や媒介について	
コメント	回答
預金の受入れまでは行わず、口座開設のみを行う場合は、銀行代理業の適用外となるか。	銀行のために預金口座を開設するための預金契約の締結の代理または媒介を行う場合には、預金の受入れを行わない場合であっても、預金の受入れを内容とする契約の締結の代理または媒介に該当し、銀行代理業に該当すると考えられる。
「媒介」について、電子決済等代行業者が、銀行のサービスを利用しようとする利用者に対して、例えば住宅ローンといった、特定の種類のサービスに関して説明をすることそれ自体には、直ちに該当性を肯定する事情にはならないと考えてよいか。	個別商品の説明を行う場合は資金の貸付を内容とする契約の締結の媒介となる可能性が高いと考えられる。一方、住宅ローンなど各金融商品について、その仕組みや活用法等の一般的な説明を行うにとどまるものであれば、資金の貸付を内容とする契約の締結の媒介に該当しないと考えられる。
「媒介」について、特定の融資や投資商品の成約の可能性が高いと考える顧客に対し、ターゲティング広告を提供し、もって、特定の銀行等の融資に関するページを紹介することは、直ちに媒介に該当しないと考えるよいか。	顧客ごとの属性に応じて特定の銀行を選定し、顧客に紹介する行為は、契約締結の勧誘と評価され、媒介に該当することがありうる。このため、個別事例ごとに、具体的にどのような行為を行うのかや、経済的対価の受領の有無・態様等を勘案して総合的に判断されるべきものと考えられる。なお、投資商品の勧誘については、金融商品仲介業等に該当する可能性がある。
経済的対価について	
コメント	回答
銀行にシステムを提供する際、システム利用の人数、またはP V（ページビュー）等に連動したシステム利用料を、銀行から受領することは銀行代理業における「経済的対価」に該当するか。	銀行代理業における「経済的対価」の該当性については、具体的には、個別事例ごとに「契約の条件または締結に関与する対価」かどうかを判断することになる。ご指摘の事例におけるシステム利用料が、実質的にも、単なるシステム利用料と認められるのであれば、「契約の条件または締結に関与する対価」に該当しないものと考えられる。
経済的対価が成約高（預金残高・口座数、与信残高・件数、為替取引額・件数）に連動する場合（いわゆる成功報酬ベース）には、銀行代理行為に該当することを推認させるとされている点がどこまで適用されるのか。 例えば、銀行のために、個別の預金契約の締結の代理・媒介や資金の貸付けにかかわる契約の締結の代理・媒介にはかかわらないものの、顧客紹介行為をする事業者が成約高ベース（成功報酬ベース）で報酬を受領する場合には、銀行代理業を営んでいると推認されると解釈されてしまうのか。	顧客紹介行為が、預金もしくは定期積金等の受入れ、資金の貸付もしくは手形の割引または為替取引を内容とする契約の締結の代理または媒介に該当するか否かは、個別事例ごとに判断されることとなるが、成功報酬ベースで経済的対価が支払われているという事実は、顧客紹介行為が上記代理または媒介に該当することを推認させるものと考えられる。 ただし、成功報酬ベースで経済的対価が支払われている場合であっても、別途の事情により、上記代理または媒介に当たらないことが明らかな場合にまで、銀行代理業に該当すると判断されるものではない。

意が必要である。

(ウ)銀行代理業該当性が問われる
具体例

18年3月に実施したパブリックコメントでは、ガイドラインの内容に対して、「銀行代理業としての媒介に当たるか」や「経済的対価とはどのようなものか」に関する質問等が多く寄せられた。これらのうち特徴的なものを紹介するので、今後、銀行のために業務を行うにあたり、銀行代理業に該当するかについては、これらのケースも参考にしたい(図表)。

営業所に関する 銀行代理業規制の緩和

報告書では、その他の銀行代理業制度上の課題として以下の2点が指摘されている。

①営業所の所在地を一時的に変更した場合の届出義務等、実務上、対応コストに比して十分な必要性が認められない規制の見直しを検討すべき。

②過疎化が進み銀行支店網の維持が困難となる地方において、銀行代理業者の活用が考えられ

る。また、顧客ニーズの多様化に対応するため、銀行代理業者を活用した多様なサービス形態の登場も予想される。このため、例えば、実務経験者の営業所設置義務や専担の統括部所設置義務等の見直しを検討すべき。

①の指摘を踏まえ、一時的な営業所の所在地変更については届出不要とする銀行法施行規則等の改正を行った。また、②の指摘を踏まえ、すべての営業所へ実務経験者の配置が義務付けられていたが、これを本店や中核となる営業所に配置することと足りるとした。加えて、実務経験者の経験年数を貸付業務経験であれば3年等と形式的に判断すると規定されていたところ、これを貸付業務経験があり、当該業務を的確に遂行できる能力を有する者(これと同等の能力を有する者を含む)であればよいといった実質的判断を行うこととする改正も行った。

* * *

今回の銀行代理業制度に係る改正等は、フィンテック時代に

対応した制度の点検・見直しとして行ったものであり、今後もこうした見直しを不断に行っていくこととしている。

なお、今回、新たに策定したガイドラインは、あくまで法令等の適用にあたり、留意すべき事項(制定・発出時点において最適と考えられる法令等の解釈・運用の基準)を示したものであり、個別の事情に応じて、法令等の範囲内においてこれと異なる取扱いとすることを妨げるものではない。また、特に記載のない限り、ガイドラインに記載された事項は、他の預金取扱金融機関関係法令において同様に取り扱うものとしているので、この点、留意されたい。

(注)1 https://www.fsa.go.jp/singl/singl_kinyu/tosin/20161227-1.html

2 <https://www.fsa.go.jp/news/30/ginkou/20180530/01.pdf>

(本稿の意見にわたる部分については、筆者の個人的見解であり、筆者の所属する組織の公的な見解を示すものではない。)